

副本

令和4年(ワ)第891号 国家賠償請求事件

原告 デヴァ・スリヤラタ ほか2名

被告 国


原告の「訴訟進行に関する申入れ」に対する意見書

令和5年2月13日

名古屋地方裁判所民事第10部合議口B係 御中

被告指定代理人

浅海 俊介 


山田 祥太郎 


前田 和樹 

佐藤 博行 

後藤 光 

三本 嘉洋 

内藤 翔太 

長尾 武明 

長尾 正樹 

野田 萌子 

河 本 岳 大 

清 水 俊 幸 

幸 英 男 

高 崎 純 

長 谷 文 哉 

永 美 辰 也 

木 村 吉 智 

佐々木 俊 彦 

被告は、本意見書において、原告らの2023年（令和5年）1月13日付け「訴訟進行に関する申入れ」に対し、以下のとおり意見を述べる。

なお、略語については、本書面で新たに定義するもののほかは、従前の例による。

第1 意見

貴裁判所が乙第36号証（枝番を含む。以下同じ。）の証拠調べを行うに当たって、口頭弁論期日（公開の法廷）において乙第36号証に記録された映像（以下「乙第36号証の映像」という。）を大型モニターを用いて再生して取り調べることは相当ではない。

貴裁判所が乙第36号証に記録された映像を再生して取り調べる場合は、民訴法170条2項に基づき、弁論準備手続期日において乙第36号証の映像の全部である5時間分の映像を再生して取り調べていただきたい。

第2 理由

1 乙第36号証の映像を口頭弁論期日（公開の法廷）で大型モニターを用いて再生して一般にその内容を公開することは相当ではないこと

(1) 乙第36号証の映像の内容

本件ビデオ映像は、ウィシュマ氏が収容されていた名古屋入管収容場の単独室（以下「本件単独室」という。）内の天井に設置された定点監視カメラにより、本件単独室内の状況を、1日24時間、令和3年2月22日午前8時頃から同年3月6日午後3時5分頃まで合計約295時間分を撮影した映像であるところ（被告の令和4年7月15日付け文書提出命令申立てに対する意見書1（以下「文提意見書1」という。）第2の2(2)エ・7及び8ページ）、乙第36号証の映像は、本件ビデオ映像の一部の約5時間分の映像である。

そして、文提意見書1第2の3(3)アないしイ(ウ)（11ないし14ペー

ジ) で述べたとおり、一般に、入管収容施設内の動画が外部に明らかにされることは看過できない保安上の支障を生じさせるものであるところ、乙第36号証の映像を含む本件ビデオ映像は、その内容が公開されることによって、見回りの実施の状況等、監視カメラの設置箇所や出入口の状況等、及び名古屋入管の看守勤務者等の職員の容貌や声が明らかになるという具体的な保安上の支障を生じさせるものであって、乙第36号証については、その内容が一般に公開されることによって生じる保安上の支障を軽減させるため、本件単独室の出入口やその周辺が写らないようにするため定点監視カメラで撮影された映像をズームアップし、さらに、本件単独室内に入室した名古屋入管職員やウィシュマ氏以外の被収容者の容貌が記録されている部分にマスキング処理を施すなどの措置を講じた上で、書証(準文書)として提出したものである。

(2) 乙第36号証の映像を口頭弁論期日(公開の法廷)で大型モニターを用いて再生して一般にその内容を公開することは、入管収容施設における保安上の支障を生じさせるものであること

ア 乙第36号証については、前記(1)のとおり、その内容が一般に公開されることによって生じる保安上の支障を軽減させるための措置を講じているが、この措置は、飽くまで保安上の支障を「軽減」させるにとどまるものであって、その内容が一般に公開されれば、なお保安上の支障を生じさせるおそれがある。

すなわち、まず、乙第36号証の映像によって、名古屋入管における被収容者の生活状況、具体的には、他の被収容者が開放処遇の時間帯に単独室に入室した場合に当該他の被収容者との間ですることができる行動や、被収容者に対応する名古屋入管の入国警備官(看守勤務者)の人数や動静といった対応体制などを明確に把握することが可能であるところ、これらの情報は、被収容者の逃走や、自殺や自殺未遂などの自損行為のほか、本

件収容施設内における不正行為等を行おうとする者に利用され得る情報が多く含まれているものであって、これら情報が一般に公開されれば入管収容施設における保安上の支障を生じさせるおそれがある。そのため、これら情報は、訴訟外においても、一般には公開されていないのである。

また、本件単独室内からは、同室内に設置されたインターフォンを通じ、見張室にいる看守勤務者との会話が可能であるところ、乙第36号証の映像にはウイシュマ氏からのインターフォンを通じた呼び掛けとそれに対する看守勤務者の反応等、すなわち、呼び掛けに応じるまでの時間的情況や、呼び掛けに応じた後の看守勤務者の対応状況等が具体的に記録されており、その状況を精査すれば、見張室における監視業務の対応体制そのものやその体制が手薄となっている時間帯等を推測し、把握することが可能である。

さらに、一般に入管収容施設の職員が特定された場合、当該職員が身柄の拘束を受けたり、暴行を受けたりするなどの身体等の安全を脅かされる蓋然性があるところ、本件ビデオ映像によって名古屋入管の看守勤務者等の職員が特定されることによる保安上の支障は文提意見書1第2の3(3)イ(ウ)(13、14ページ)で詳細に述べたとおりである。

この点、乙第36号証の映像では、同映像に映っている職員の容貌にマスクング処理を講じており、その映像だけからは職員の特定をすることはできないものの、同映像に記録されている職員の音声があることによって、職員が特定されるおそれがある。そして、実際に入管収容施設において被収容者の対応に当たっている職員が特定されれば、当該職員に対する個人的な批判がされ、ひいては日常業務の円滑な遂行が阻害されて、入管収容施設内の秩序維持に支障が生じ、保安上の支障を生じさせるおそれがある。

イ 以上のとおり、乙第36号証には、保安上の支障を軽減させる措置を講じているとはいえ、その内容が口頭弁論期日(公開の法廷)において一般に公開されることになれば、なお保安上の支障を生じさせるおそれがある。

ウ この点、原告らは、2023年（令和5年）1月19日付け「ビデオ取調べ方法に関する上申書」において、別件国家賠償請求訴訟（水戸地方裁判所平成29年（ワ）第552号。以下「別件訴訟」という。）におけるビデオの再生方法について、入管収容施設内で撮影されたビデオ映像が法廷で大型モニターを用いて再生されたことを指摘し、本件訴訟においても乙第36号証の証拠調べについて同様の方法を採用すべきである旨主張している。

しかし、別件訴訟における国の個別の訴訟対応を他の入管訴訟における国の対応として一般化すべきではない。すなわち、ビデオ映像が法廷で大型モニターを用いて再生された別件訴訟と本件訴訟とでは、訴訟経過や訴訟の状況、映像の内容、映像が一般に公開されることによる弊害の内容等が異なるのはもとより、別件訴訟提起後の入管行政に関する状況や入管収容施設における状況等、保安上の支障を検討する前提となる事情が異なっていることはいうまでもなく、それらを考慮に入れずに本件訴訟でも別件訴訟と同様の方法で再生するべきであるとはいえない。そして、乙第36号証の映像を口頭弁論期日（公開の法廷）で大型モニターを用いて再生して一般に公開することによる保安上の支障があることは前記アのとおりである。

したがって、この点に関する原告の主張には理由がない。

(3) 乙第36号証の映像を口頭弁論期日（公開の法廷）で大型モニターを用いて再生して一般に公開することは、ウィシュマ氏の名誉・尊厳を侵害しかねない問題を生じさせるものであり、適正かつ円滑な訴訟進行にも影響を与えるおそれがあること

ア 乙第36号証の映像には、ウィシュマ氏の起臥寝食の状況が断続的かつ客観的に記録されており、その中には、ウィシュマ氏が体調不良を訴えている場面、ウィシュマ氏が看守勤務者から食事や移動の介助を受けている

場面、ウィシュマ氏が吐き気を催したり嘔吐したりする場面、おむつを使用していることが明らかになる場面、失禁していることがうかがわれる場面等に加え、ウィシュマ氏が死亡する当日の場面まで記録されている。通常、このような各場面は、一般人が他人に見られたり、知られたりすることを希望しない場面であるから、死者に関するこのような各場面が、大型モニターを用いて再生するという訴訟上必要不可欠な範囲を超えた方法で、広く一般に公開され、不特定多数の者に見られるなどすることは、遺族がそれに同意していることを考慮したとしても、死者本人の名誉・尊厳を十全に保護する観点からすれば、相当なものでないことは明らかである。

そして、民訴法上、文書（準文書）の内容を広く一般に明らかにすべきことは何ら規定されておらず、乙第36号証の映像を広く一般に明らかにすることが訴訟上必要不可欠な範囲を超えていることも明らかであるから、その内容が一般に明らかにされれば、亡くなったウィシュマ氏本人の名誉・尊厳を侵害しかねない。

したがって、乙第36号証の映像を口頭弁論期日（公開の法廷）で大型モニターを用いて再生することは、ウィシュマ氏の名誉・尊厳を侵害しかねない問題を生じさせるものであり、相当でない。

イ また、本件事案は、入管収容施設における被収容者の死亡事案として事案自体が世間の大きな耳目を集めている上、乙第36号証の映像を含む本件ビデオ映像はその取扱いだけでも報道等に取り上げられるなど、本件訴訟自体が訴訟外でも大きな注目を集めている。さらに、本件事案における名古屋入管の看守勤務者のウィシュマ氏に対する個別の発言等が報道等で取り上げられ、厳しく非難されるなどもしており、職員の個別の言動等についてすら注目を集めている。

このような本件事案及び本件訴訟に関する状況に加えて、これまで本件訴訟の口頭弁論期日においては、毎回、多数の傍聴人が傍聴し、口頭弁論

期日中に傍聴人による複数回にわたる不規則発言がされていた状況等も踏まえると、乙第36号証の映像を口頭弁論期日で法廷にある大型モニターを用いて再生すれば、法廷の秩序維持の観点からも問題が生じるおそれが否定できない。そうなれば適正かつ円滑な訴訟進行に影響を与えるおそれがある。

(4) 小括

以上のとおり、乙第36号証の映像の証拠調べを行うに当たって、口頭弁論期日（公開の法廷）において大型モニターを用いて再生して取り調べることは、保安上の支障が生じるおそれがある上、ウィシュマ氏の名誉・尊厳を侵害することにもなりかねず、また、適正かつ円滑な訴訟進行にも影響を与えるおそれがあることから、乙第36号証の映像を口頭弁論期日（公開の法廷）で大型モニターを用いて再生して取り調べ、その内容を一般に公開することは相当でない。

2 乙第36号証に記録されている音声のみであっても、法廷内に流して一般に公開することは相当ではないこと

なお、乙第36号証の映像の取調べ方法としては、大型モニターは用いず、裁判所及び当事者の手元に設置されたモニターを用いて再生する方法もあり得るところ、この方法によった場合には、乙第36号証の映像に記録されている映像は一般に公開されることにはならないものの、乙第36号証に記録されている音声のみを法廷内に流した場合にも、前記1(2)アで述べたとおり、職員の音声があることによって職員が特定され、保安上の支障を生じさせるおそれがある。

また、乙第36号証の映像は、ビデオ映像であり、映像と音声（発言等）が一体となって初めて、正確な状況を把握することができる性質の証拠であるところ、音声（発言等）のみが一般に公開された場合、その音声（発言等）のみが訴訟外で恣意的に不適切な形で取り上げられ、その結果、名古屋入管の看守

勤務者等による処遇状況について不当な批判が加えられることが想定され、ひいては入管収容施設における日常業務の円滑な遂行が阻害され、入管収容施設内の秩序維持にも支障が生じるなど処遇実務への影響があり、保安上の支障を生じさせるおそれがある。

したがって、乙第36号証に記録されている音声のみであっても、法廷内に流して一般に公開することは相当ではない。

3 憲法82条の裁判の公開原則があるとしても、準文書である乙第36号証の映像は、民訴法170条2項に基づき、弁論準備手続期日で取り調べることができること

(1) 裁判の公開を定める憲法82条は、1項において「裁判の対審及び判決は、公開法廷でこれを行ふ。」と規定しているところ、公開法廷で行うとされている「対審」とは、訴訟における二当事者対立構造の下で事実及び証拠を審理に上程する手続を意味し、狭義の口頭弁論及び法廷における証拠調べは一般に公開されるのが原則とされているが、証拠調べのうち、文書の取調べについては、その性質上公開する意味が少ないため、非公開の手続で行うことも許されている（民訴法170条2項。コンメンタール民事訴訟法Ⅱ〔第2版〕146ページ）。これは、文書は客観的な存在であるから、人証と異なり、法廷以外の場所で証拠調べを実施してもその内容が変わるものではなく、また、これと関連するが、人証のように尋問という当事者の行為が介在して証拠資料として有意味なものになるものに対して、文書は、裁判官が閲読することそれ自体が証拠調べであり、こうした証拠調べの性質の特質が考慮されているとされる（加藤新太郎「争点整理手続の整備－裁判官の立場からみた争点整理」塚原朋一ほか編・新民事訴訟法の理論と実務（上）224ページ、兼子一ほか著・条解民事訴訟法〔第2版〕994ページ、コンメンタール民事訴訟法Ⅲ〔第2版〕539ページ）。

そして、準文書も、客観的な存在であり、法廷以外の場所で証拠調べ（再

生)をしたとしても内容が変わるものではないし、文書と準文書とで前記の証拠調べの性質の特質が変わるものではない。それゆえ、民訴法170条2項は、「裁判所は、弁論準備手続の期日において、(中略)文書(第231条に規定する物件を含む。)の証拠調べをすることができる。」と規定し、準文書(民訴法231条に規定する物件)についても、非公開の弁論準備手続期日で取り調べることをしているのである。

(2) 以上からすれば、準文書(民訴法231条)である乙第36号証は、民訴法170条2項に基づき、弁論準備手続期日で取り調べることをできる。

4 乙第36号証の映像を再生して取り調べる場合、弁論準備手続期日において、その全部である約5時間分の映像を再生していただきたいこと

乙第36号証の映像については、必ずしも、口頭弁論期日(公開の法廷)で取調べなければならないものではなく、口頭弁論期日において法廷にある大型モニターを用いて再生することが相当ではないことは、前記1及び3のとおりである。

そして、前記3のとおり、準文書であるビデオ映像は、民訴法上、非公開の弁論準備手続期日で取り調べることが認められているのであるから、乙第36号証の映像を再生して取り調べる場合には、民訴法170条2項に基づき、弁論準備手続期日において乙第36号証の映像の全部である約5時間分の映像を再生して取り調べていただきたい。

なお、弁論準備手続期日であれば、乙第36号証の映像を再生して取り調べるに際し、必要に応じて当事者双方が争点との関係で特に重要と考える場面を、その評価とともに裁判官に説明することも容易であり、そのような方法で再生して取り調べることは、争点整理及び乙第36号証の映像に基づく当事者の主張内容に関する裁判所の理解に資するともいえ、このような観点からも乙第36号証の映像を再生する場合には弁論準備手続期日で再生して取り調べていただきたい。

以 上